

## 高砂市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の実施に関し、法及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、この要綱において定めるもののほか、法、省令及び介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示第196号）において使用する用語の例による。

### (総合事業の目的)

第3条 総合事業は、市が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、居宅要支援被保険者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目的とする。

### (総合事業の内容)

第4条 市長が総合事業として行う事業は、次のとおりとする。

#### (1) サービス事業

ア 訪問型サービス（法第115条の45第1項第1号イに規定する事業をいう。以下同じ。）

(ア) 介護予防訪問介護相当サービス（旧介護予防訪問介護に相当する訪問型サービスをいう。以下同じ。）

(イ) 介護予防訪問型Aサービス（(ア)の基準を緩和したサービスで家事援助を行うものをいう。以下同じ。）

(ウ) 介護予防訪問型Bサービス（住民主体で行われるサービスで家事援助を行うものをいう。以下同じ。）

(エ) 介護予防訪問型Cサービス（保健・医療の専門職により提供される訪問型サービスで、おおむね3箇月間までの短期間で行われる運動機能向上プログラム（高砂お元気になりましょうサービス）をいう。以下同じ。）

- イ 通所型サービス（法第115条の45第1項第1号ロに規定する事業をいう。以下同じ。）
    - (ア) 介護予防通所介護相当サービス（旧介護予防通所介護に相当する通所型サービスをいう。以下同じ。）
    - (イ) 介護予防通所型Aサービス（(ア)の基準を緩和したサービスで通所により行うものをいう。以下同じ。）
    - (ウ) 介護予防通所型Bサービス（住民主体で行われるサービスで通所により行うものをいう。以下同じ。）
    - (エ) 介護予防通所型Cサービス（保健・医療の専門職により提供される通所型サービスで、おおむね3箇月間までの短期間で行われる運動機能向上プログラム（高砂お元気になりましょうサービス）をいう。以下同じ。）
  - ウ 介護予防ケアマネジメント（法第115条の45第1項第1号ニに規定する事業をいう。以下同じ。）
    - (ア) ケアマネジメントA（介護予防支援に相当する介護予防ケアマネジメントをいう。）
    - (イ) ケアマネジメントB（緩和した基準による介護予防ケアマネジメントで、サービス担当者会議等を省略したものをいう。）
    - (ウ) ケアマネジメントC（緩和した基準による介護予防ケアマネジメントで基本的に、一般介護予防事業その他の介護予防に資する活動への参加の開始時にのみ行われるものをいう。以下同じ。）
- (2) 一般介護予防事業
- ア 介護予防把握事業
  - イ 介護予防普及啓発事業
  - ウ 地域介護予防活動支援事業
  - エ 一般介護予防事業評価事業
  - オ 地域リハビリテーション活動支援事業

（総合事業の実施方法）

- 第5条 市長は、総合事業を、地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知「地域支援事業の実施について」別紙。以下「通知」という。）別記1第2の1の(1)ア(エ)の①の(a)から(d)まで（一般介護予防事業にあっては、同①の(a)、(b)又は(d)に限る。）のいずれかにより行うものとする。
- 2 市長は、総合事業のうち介護予防訪問介護相当サービス、介護予防訪問型Aサービス、介護予防通所介護相当サービス及び介護予防通所型Aサービス

については、指定事業者（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。以下「医療介護総合確保推進法」という。）附則第13条の規定により指定事業者の指定を受けたものとみなされた者を含む。次条を除き、以下同じ。）により実施する。

- 3 市長は、総合事業のうち介護予防訪問型Bサービス及び介護予防通所型Bサービスについては、補助により実施する。
- 4 市長は、総合事業のうち介護予防訪問型Cサービス及び介護予防通所型Cサービスについては、委託により実施する。

（指定事業者の指定）

第6条 指定事業者の指定に関し必要な事項は、市長が別に定める。

（指定事業者により実施する場合におけるサービス事業に要する費用の額）

第7条 総合事業を指定事業者により実施する場合におけるサービス事業に要する費用の額は、別表の区分の欄及びサービスの種類の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の単位数の欄に定める単位数を乗じ、その得た数に当該区分の欄に対応する同表の1単位の単価の欄に定める額を乗じて得た額とする。

- 2 前項の規定によりサービス事業に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（サービス事業支給費の支給）

第8条 次項に規定する居宅要支援被保険者等に係るサービス事業支給費（法第115条の45の3第1項に規定する第1号事業支給費をいう。以下同じ。）を除くサービス事業支給費の額は、次の各号に掲げるサービスの種類に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 介護予防訪問介護相当サービス及び介護予防通所介護相当サービス 前条の規定によりサービスの種類ごとに算定されたサービス事業に要する費用の額（その額が現に当該サービスに要した費用の額を超えるときは、当該サービスに要した費用の額とする。）の100分の90（サービスの利用者が、第1号被保険者であって法第59条の2第1項に規定する政令で定めるところにより算定した所得の額が同項に規定する政令で定める額以上である居宅要支援被保険者等である場合にあっては、100分の80）に相当する額
- (2) 介護予防訪問型Aサービス及び介護予防通所型Aサービス 前条の規

定によりサービスの種類ごとに算定されたサービス事業に要する費用の額（その額が現に当該サービスに要した費用の額を超えるときは、当該サービスに要した費用の額とする。）の100分の90（サービスの利用者が、第1号被保険者であつて法第59条の2第1項に規定する政令で定めるところにより算定した所得の額が同条に規定する政令で定める額以上である居宅要支援被保険者等である場合にあっては、100分の80）に相当する額

- 2 第1号被保険者であつて政令で定めるところにより算定した所得の額が前項の政令で定める額を超える政令で定める額以上である居宅要支援被保険者等が受ける同項各号に掲げる予防給付について当該各号に定める規定を適用する場合にあっては、これらの規定中「100分の90」とあるのは、「100分の70」とする。

（支給限度額）

第9条 介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第197号）様式第1の質問項目の回答が同基準様式第2に掲げるいずれかの基準に該当した者（以下「事業対象者」という。）のサービス事業支給費の支給限度額は、要支援1の介護予防サービス費等の区分支給限度基準額相当とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、利用者の状態が退院直後で集中的にサービスを利用することが自立支援につながると考えられるような場合等であり、かつ、市長が認めた場合は、事業対象者のサービス事業支給費の支給限度額は、要支援2の介護予防サービス費等の区分支給限度基準額相当とすることができる。

（高額介護予防サービス費等相当事業）

第10条 市長は、介護予防訪問介護相当サービス、介護予防訪問型Aサービス、介護予防通所介護相当サービス及び介護予防通所型Aサービスについて、通知別記1第2の1の(1)ア(㉔)及び(㉕)の例により、同ア(㉔)の高額介護予防サービス費相当事業及び同ア(㉕)の高額医療合算介護予防サービス費相当事業（以下これらを「高額介護予防サービス費等相当事業」という。）を行うものとする。

- 2 高額介護予防サービス費等相当事業における支給要件、支給額その他高額介護予防サービス費等相当事業に関し必要な事項については、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第29条の2の2及び第29条の3の規定を準用する。

(指定事業者の指定基準)

第11条 指定事業者は、指定事業者の指定に係る事業所ごとに、次の各号に掲げるサービスの区分に応じ、当該各号に定める指定基準に従って、サービス事業を行わなければならない。

(1) 訪問型サービス 次に掲げるサービスの種類に応じ、それぞれ次に定める指定基準

ア 介護予防訪問介護相当サービス 旧指定介護予防サービス等基準に規定する旧介護予防訪問介護に係る基準の例による基準。この場合において、旧指定介護予防サービス等基準第37条第2項中「2年間」とあるのは、「5年間」と読み替えるものとする。

イ 介護予防訪問型Aサービス アに規定する基準又は高砂市認定の家事援助ヘルパー研修を修了した者であると別に市長が定める基準のいずれかの基準

(2) 通所型サービス 次に掲げるサービスの種類に応じ、それぞれ次に定める指定基準

ア 介護予防通所介護相当サービス 旧指定介護予防サービス等基準に規定する旧介護予防通所介護に係る基準の例による基準。この場合において、旧指定介護予防サービス等基準第106条第2項中「2年間」とあるのは、「5年間」と読み替えるものとする。

イ 介護予防通所型Aサービス アに規定する基準。ただし、旧指定介護予防サービス等基準第97条に規定する従業者の員数は、介護予防通所型Aサービスの提供に従事する看護職員又は介護職員で必要と認められる数として同条の規定を適用する。

(事業の委託)

第12条 市長は、総合事業を法第115条の47第4項の厚生労働省令で定める基準に適合する者（事業対象者に対して行う介護予防ケアマネジメントにあっては、同条第1項の厚生労働省令で定める者）に委託することができる。

(補助)

第13条 市長は、別に定めるところにより、総合事業（介護予防ケアマネジメントを除く。）を行う者に対して補助することができる。

(総合事業の利用料)

第14条 市長は、総合事業を通知別記1第2の1の(1)ア(エ)の①の(a)又は

(b)の方法により実施するときは、市長が別に定めるところにより、居宅要支援被保険者等に対して総合事業に要する費用の一部を負担させることができる。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、総合事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 施行日前に完了したサービスについては、なお従前の例による。

別表(第7条関係)

区分	サービスの種類	単位数	1単位の単価
訪問型サービス	介護予防訪問介護相当サービス	通知別添1の1に定める単位数	10円に厚生労働大臣が定める1単位の単価(平成24年厚生労働省告示第94号。以下「単価告示」という。)に定める高砂市の地域区分における訪問介護の割合を乗じて得た額とする。
	介護予防訪問型Aサービス	別に市長が定める単位数	
通所型サービス	介護予防通所介護相当サービス	通知別添1の2に定める単位数	10円に単価告示に定める高砂市の地域区分における通所介護の割合を乗じて得た額とする。
	介護予防通所型Aサービス	別に市長が定める単位数	
介護予防ケアマネジメント	介護予防ケアマネジメントA	別に市長が定める単位数	10円に単価告示に定める高砂市の地域区分における介護予防支援の割合を乗じて得た額とする。
	介護予防ケアマネジメントB		
	介護予防ケアマネジメントC		